

するものと考え、地域通貨の学習会等を開き、実験する考えはないかお尋ねします。

今すぐ取り組む

課題として

考えていない

町長 町としては、今すぐ取り組む課題として考えていません。地域経済の活性化については、産業の振興、雇用の確保、あるいは、まちなか居住による購買力の確保などを通じて進めていきたいと考えています。しかし、地域通貨がこの町の社会活動の中に必要なものであるということになれば、管理主体はどこにあるのか、監査体制はどのようなにしているか、あるいはコンプライアンス(法令遵守)はどうするのか、そして通貨の発行量の裏づけはどういうふうにしていくのかという点も必要になってきますので、第5次津別町総合計画策定過程の中で、一つのテーマとして議論してもよいのではないかと考えています。

40人学級を 2クラスに 編成できないか

篠原議員

40人を上限とされている小中学校の学級編制基準が緩和されたのを受け、18道県において35人、30人などの少人数学級を導入する市町村自治体が増えてきています。津別町でも上限を超えたための少人数学級(23人)があり、他方では40人学級もあるのが現実です。

国立教育政策研究所の調査では、1クラス20人以下が理想との結果も出ています。生徒一人ひとりにしっかり目配りし、学力の底上げができるなどの長所が挙げられています。新2年生の40人学級を2クラスに編成できないかお尋ねします。

関係機関に要望 していきたい

教育長

平成13年から地域

事情にに応じて、特に必要と認められる場合は、各都道府県教育委員会の判断で、特例的に少人数の学級編制基準を設けることが可能となったところです。津別町については、条件が整わず2学級にできない

状況です。教育委員会としては、北海道教育委員会を通して現行の学級編成を地域事情に応じた弾力化運用ができるように、文化施策要望として文部科学省に陳情しているところです。

Q 歩いて暮らせる「まちなか居住」の範囲はどこか

A バスターミナルから半径500メートルくらい



中右議員

町政方針で町長

は「歩いて暮らせるまちなか居住」を基本に町政を推進したいとしています。3点について質問します。

①お年寄りが生きがいを持ち生活不安を感じないまちなか居住のため「まちなか居住を推進する」としていますが、まちなか居住の範囲はどこまでか。

②「生活の利便性、快適性、

そして創造性のある小さくても都市機能を持った形態をつくる必要がある」としているが「都市機能を持った形態」として考えているものは何か。

③「老朽化施設や遊休施設の活用も住宅政策と関連づけて計画を作る」とあるが活用を考えている老朽化施設とは何か。

町長

①まちなか居住の範囲は私のイメージではバスターミナルを中心に半径500メートル程度で、今後まちなか居住の具体的計画策定に当たっては意義、目的、区域、目標、手段、体制の6つのポイントで議論し適正な範囲が定まってくるものと考えています。



②都市機能の形態は一般的には住宅、交通、医療、教育、店舗などが整い日々の生活が利便性に富んでいる構造と想っており、これからの町並みづくりは津別の特性に合った津別らしさに心がけたい。

③老朽化施設の活用は、Kニット跡地がその1つで、使えるものは産業、福祉、教育、あるいは交流と結びつけりニューアルの方法も考えたい。また町で買った営林署跡地の裏側にある一戸建ては手直しをすれば使えるという見方と、壊して公営住宅を建てた方がよいとする考えがあり、今年度に策定する「住生活基本計画」や今回急遽実施することとした「地域公共交通活性化再生総合事業計画」とも関連づけ有効な活用を選択して行きたい。



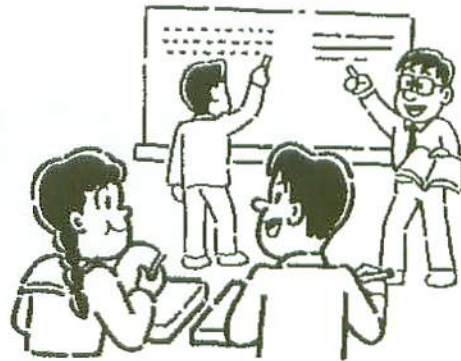
NIE「教育に新聞を」の実践校に 取り組めないか

中右議員 財団法人明るい選挙推進協会が発行する「私たちの広場」今年1月号特集NIE（教育に新聞を）によるとNIEは昭和60年に提唱され、平成元年東京の小学校1校、中学校2校でスタートし、平成19年度では、全国513校までに広がった事業と述べています。

最近若若い人の新聞の購読が減少し、50歳代の購読者8割に対し、20歳代では4割と言われ、昨今は小中学生を取り巻く情報環境も変わり、現代の子供たちはデジタル機器への対応は早い情報へのみにする傾向が強い指摘されています。明るい選挙推進協会はNIE特集の目的を、「言語力、読解力の向上と、民主主義を構成する市民の育成」としています。

新聞財団が平成17年度に実施したNIE効果測定調査では、実践校での教育効果は高く「学習到達度調査」でも新聞を週数回読むとした子供の

得点が534点に対し、新聞を殆んど読まない人は489点という結果があり、当町でもNIEの実践校に取り組めないか伺います。



新学習指導要領と 合わせ関係者と 協議し検討したい

教育長 NIE「教育に新聞を」という取り組みは現在世界65カ国で行われ、日本でも日本新聞教育文化財団が新聞を教材として無料で提供しています。

NIEの特徴は、新聞記事を切り抜いて補助教材とするのではなく複数の新聞を丸ごと教材として読み比べ対比し活用するもので、今の子供に

必要なことと理解しています。津別町の小中学校の現状は基礎学力を身につけることを目的に、授業開始前に短い時間ですがほぼ毎日読書や漢字の小テストを実施し国語教育に力を入れており、総合的な学習の時間を活用して中央紙と地方紙の記事の読み比べや、子供たちに関係する記事の話し合いを行っています。

昨年4月文科省が実施した「全国学力、学習状況調査」においても、全国的に読解力、応用力の低下が問題視されており、21年度から始まる新学習指導要領と学校改善支援プランと合わせ学校関係者と協議し検討して参りたい。

Q 職員の人事配置をどう考えていくか

A 将来の定員管理計画を踏まえ配慮したい



白馬議員 ①町職員の役付年齢も大変高く、今後10年間で60人の定年退職者のことを考えると、今後の業務の引継ぎに十分配慮した人事配置をしていくときだと思えます。特に、優秀な若年職員を役付に登用するなど、人材活用の配慮が必要と思うが、どう考

えていくのか伺います。②グループ制導入に伴い、今後、人材育成は欠かすことのできない課題だと思えます。特に技術職員や専門知識の資格を有する職員の養成をどう考えているか伺います。③目標管理制度と人事評価制度は、新たな人事システムと



して早くからの課題です。今の段階でどう検討され、具体的にどう進めようとしているのか伺います。

④まちづくり懇談会において、町民との対話や広報も大事だと思いますが、私はむしろ町長自身の考え方や、目指そうとするまちづくりの方向性を示しながら対話を重ねていくことも必要だと思えます。また、22年度からスタートする第5次津別町総合計画についての町民の意見をどのように求めていくのか伺います。

⑤地域担当連絡員制度は、地域と行政のパイプとしての役割を果たすことを目的として

5年目になります。この制度は、地域住民の身近な要望や問題点を解消していく方法と考えているが、要望や意見などの集約と、対応についてどう取り組んでいるか伺います。

町長 ①職員の年齢構成が高く、平成19年から平成28年までの10年間で定年退職者が60人となるので、定員管理計画の将来職員数にかんがみ、今から職員の総力化が図られる組織への移行が必要であると考え、この4月からグループ制を導入することにしました。また、現在の職員状況は、一般職の平均年齢が47歳と全道でも高い位置にあります。係長職が平均52歳で、管理職が56歳と役付年齢も高い構成となつています。こうした昇格年齢の高齢化により、昇進の機会が制約される状況にあることを念頭に入れ、2年後に課の統合による大改革を予定している中で、若年職員の登用を含め適正な人事管理を行っていききたいと考えています。

②グループ制においては、課内のグループに課せられた業務を構成員が協力し合いながら行うためには、職員の能力を向上させることが必要な



で、これまで以上に職員の研修などにより内容の充実を図りたいと考えています。さらに、一般事務や現業部門の区別なく、民間への委託や譲渡を含め総合的な見地から、一般職・技術職員の採用、配置転換などについても検討していきたいと考えています。

③今回のグループ制導入により、一つの目標に向かってチームとして機能するためには課及びグループ内での共通認識に基づく目標設定が不可欠と考えています。また、人事評価制度では、外から講師を招き職員研修を開催し、具体的な制度づくりの試行を含め、

できるだけ早く進めたいと考えています。

④平成22年4月から第5次津別町総合計画に基づいたまちづくりを行っていくために4つのことを考えています。第一は、今後策定する計画は10年後の津別をつくるための実施計画図です。第二は、自治体を取り巻く環境の変化によって予想される各種の問題に対応していくための予防行政です。第三は、本町の基幹産業である第1次産業を中心とした地域経済の活性化を図っていくことです。第四は、町民の皆さんが安心して暮らせる安全な仕組みづくりです。

総合計画に関わる内容については、町民の皆さんと十分協議を行い、計画の理解を深めるよう進めていきたいと考えています。

⑤この制度は、特にまちづくり懇談会開催後、自治会からの要望や問題点を地域担当連絡員が整理し、ネットワークを通じて、担当課が知ることでできる仕組みにしています。また、意見や要望は、即決できるものと、短期的に処理できるもの、さらに今後の考え方や方向性を示しながら検討していくものと3分類に分け、各課と連携を図りながら問題点の解消に取り組んでいます。

議会を傍聴してみませんか



- 6月に定例会が開催されます。
- 臨時会は必要に応じ開催されます。議会日程については、議会事務局にお問い合わせください。

電話 76-2151 (内線266)